



平成28年 5月20日

報道関係者各位

学生アルバイトの労働条件確保に向けた取組みの推進について

全国社会保険労務士会連合会（会長：大西健造）は、厚生労働省による学生アルバイトの労働条件の確保に向けた取組みに合わせて、都道府県社会保険労務士会と連携し、以下の取組みを推進することといたしました。

取組みの概要

1. 全国での「無料相談」対応の推進

47都道府県社会保険労務士会が運営する総合労働相談所及び連合会に設置した職場のトラブル相談ダイヤルにおいて、重点的に、アルバイトの労働条件をめぐるトラブル等、学生からの相談に無料に対応します。

参考：連合会HP（職場のトラブル相談ダイヤル）<http://www.shakaihokenroumushi.jp/Portals/0/resources/adr/>

2. 労働法教育など、学校教育への協力の推進

これまでも多数の実績を有する都道府県社会保険労務士会による「出前授業」等において、学生アルバイトが知っておくべき「働くルール」を交えて、その適正な労働条件の確保に資するよう内容を工夫するなど、要請に応じて、学生アルバイトの労働条件確保に向けた取組みの一環として「出前授業」等の実施を推進します。

講師は労働社会保険諸法令に関する**唯一の国家資格者**である社会保険労務士が担います。

参考：連合会HP（学校教育への協力）<http://www.shakaihokenroumushi.jp/organization/tabid/261/Default.aspx>



※当連合会発行教材
「知っておきたい働くときの基礎知識」

3. 事業主への制度周知の推進

学生アルバイトが多い業界を中心に、社会保険労務士を通じて、労働法制に関する事業主の理解が深まるよう周知を図ってまいります。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

全国社会保険労務士会連合会 業務部広報課（担当：戸崎・稲垣・野田）

TEL：03-6225-5013 E-Mail：publicity@shakaihokenroumushi.jp

URL：www.shakaihokenroumushi.jp